

大矢知地区自主防災協議会 規約

(名 称)

第一条 この組織は、大矢知地区自主防災協議会（以下「本会」という）と称し、事務所を大矢知地区市民センター内の大矢知地区地域団体事務局に置く。

(目 的)

第二条 本会は、各町自主防災隊の連携を図ることにより、地区全体の自主防災体制を確立し、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(事 業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各町自主防災隊間の連携の推進並びに、地区全体の自主防災体制の確立に関する事。
- (2) 防災訓練、研修会等の計画立案及び実施に関する事。
- (3) 防災資器材の整備に関する事。
- (4) その他、防災に関する事。

(組 織)

第四条 本会は、各町自治会の自主防災隊をもって組織し、これらの運営には次の各号に掲げる組織から選出された委員があたる。

- (1) 各町自治会自主防災隊から選出された委員
- (2) 大矢知地区連合自治会から選出された委員
- (3) その他、地区内の防災活動に協力的な方で役員会にて推薦された委員

(役 員)

第五条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名、副会長若干名、書記 1 名、会計 1 名、会計監査 2 名とし、委員の中から互選にて選出する。
- (2) 会長は本会を主宰しこれを代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 会計は、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。書記は、会務を記録する。会計監査は会計を監査する。

(顧 問)

第六条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、会長の諮問に応じ、会長が必要と認めたときは会議に出席して意見を述べることができる。
- (2) 顧問は、次の者から役員の同意を得て会長が委嘱できる。

- 一 大矢知地区連合自治会長
- 二 四日市市消防団大矢知分団長
- 三 大矢知地区自主防災協議会会長経験者
- 四 大矢知地区内の現職議会議員

(役員任期)

第七条 役員任期は、4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

但し、欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残留機関とする

(1) 役員再任は妨げない。

(会議)

第八条 本会に総会及び役員会を置く。

(1) 会長は、必要に応じ、総会及び役員会を召集する。

(総会)

第九条 総会は、役員及び会員を持って構成する。

(1) 総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 事業及び予算に関する事。
- 二 その他、重要な事項に関する事。

(2) 議事は出席者の過半数の賛成をもって決定する。

(3) 会議で決定した事項のうち、防災対策上、会長が特に必要と認める事項については、地区住民全体に周知を図るものとする。

(役員会)

第十条 役員会は、役員及び会員が出席を依頼した者を持って構成する。

(1) 役員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 総会に提出すべき事項。
- 二 総会から委任された事項。
- 三 その他、役員が必要と認めた事項。

付則

(1) この規約は、平成18年9月20日から実施する。

(2) 平成23年4月27日一部改正

(3) 令和4年2月25日一部改正